

平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）会議録（第4日）

平成26年6月16日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第29号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 4 請願第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 5 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第29号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 4 請願第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
(福祉文教常任委員会委員長報告)

追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書の提出について

- 5 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	中 井 政 喜	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽一郎
書 記	首 藤 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広

(開議 午前 9 時58分)

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成26年第 3 回太子町議会定例会第 4 日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第 3 回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○議長（橋本恭子） 日程第 1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の 2 の規定に基づき、平成25年度 4 月分及び平成26年度 4 月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第 2 議案第 2 8 号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 2 9 号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第 2、議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第 3、議案第29号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定についてを一括議題とします。

本案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。

それでは、議案第28号より順次審査報告をいたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告をします。

審査した事件。議案番号、議案第28号。付託年月日、平成26年 6 月 6 日。件名、太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成26年 6 月 9 日月曜日午前 10時から午後 0 時 2 分。

審査経過及び結果。

審査経過。条例第 6 条の 2 第 1 項における処分理由の提示について再度説明を願うとの質疑に、このたびの改正により、太子町行政手続条例第 2 章第 8 条、第 3 章第14条についても、町税における不利益処分等があるときは必ず理由を提示することになった。太子町は以前より理由を提示していたので、特に変更はないとの答弁があった。

軽自動車税の税率引き上げは国からの通達によるものであるが、太子町として断れる状況にはなかったのかとの質疑に、断ることはできないとの答弁であった。なぜ軽自動車税の税率引き上げの改正になったのかとの質疑に、税制改正の議論の中で賛否両論はあったが、軽自動車と普通車の性能が変わらない。軽自動車税の税率が普通車の税率に比べると明らかに安い。軽自動車の販売台数がかなり多いなどの理由から、税率引き上げという事態になったと考えているとの答弁があった。

長期の譲渡所得に係る町民税の課税の特例における優良住宅地の造成等の優良住宅地とはどういった土地かとの質疑に、例えば民間業者による25戸以上の住宅が建築される大規模開発等が認められる土地であるとの答弁であった。

法人税割の税率引き下げで、引き下げ率2.6%に該当する金額はどの程度で、この引き下げによって福祉とかその他の財源に影響はないのかとの質疑に、平成25年度決算見込みで約2,600万円の減になるが、そのうち75%は交付税で補填され、実質25%の650万円程度が影響額になる。当然一般財源が減るため、福祉等に少なからず影響はある。しかし、地方法人税を創設し、地域間の財政力格差の縮小を図るといふ国の施策であるのでやむを得ないとの答弁があった。

審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。賛成者、清原委員、服部委員、藤澤委員、堀委員。反対者、井川委員。なお、井川委員により反対討論があり、賛成討論はなかった。

次に、議案第29号。付託年月日、平成26年6月6日。件名、太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成26年6月9日月曜日午前10時から午後0時2分。

審査経過及び結果。

審査経過。条例を廃止することにより、国、県の補助金等がどれぐらいの減額になるのかとの質疑に、税制面での軽減を図り、大企業が太子町に参入しやすくなるようにこの条例を制定していたが、国が町の軽減分に対する財政援助をしないことになったため廃止するもの。今まで該当事例はなかったため影響はないとの答弁があった。企業誘致を求める声がある中、この条例を廃止するのは、町として企業誘致をする考えはないかとの質疑に、工場立地促進条例があり、3億円以上の投資と10人以上の社員を常時雇用する場合に補助金を助成する制度が適用できるとの答弁であった。

審査結果は、全員賛成によって可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で総務常任委員会

委員長平田孝義議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

これについては、委員会の付託審査でも反対討論ということでした。本会議場においても、これについては、非常に大事な内容であるので発言をしていきますが。

この第28号の中で再三言いますが、軽自動車の税の引き上げということで、原付の自転車等の税率引き上げについては、国会のほうで決定されたということで。

平成27年4月1日から新規に取得される自家用乗用が7,200円から1万800円、自家用貨物においては4,000円から5,000円、原付50cc以下については1,000円から2,000円に引き上げるといふようなこと。また、軽四輪については、初年度登録年から14年を経過したものについては1万800円から1万2,900円、自家用貨物においても5,000円から6,000円ということで、約20%という重課を導入して。グリーン化といふようなことと、また震災復興という名目で国民または住民に増税を押しつけるような形になってしまつて。実際にはちょっと違うような使い方での増税分を使用しているような国の政策もございます。

この中で、私どもは車の関係の仕事もしております。そういった中で、前回にも言いましたが、車検一つ受けるにしても、自動車税の滞納があれば受けられない、もちろん駐車

禁止の反則金も払っていなかったら車検が受けられないんですけど。

そういった中で、生活弱者とか、また仕事ができない方については、そういったことも支払いが滞ってしまうということが非常にたくさんおられて。当然14年を経過していない車、また現行の年式を購入することもできない方にこういった方は属するようになってしまっ。20%の増税というのを避けるために車の購入なんかできないです。新しい車を買うことができない方についても、本当に重いこの自動車税になってくると思います。お金を持っておられる方に対しての優遇税制ちゃうかなというようなことも思うわけでございます。

こういったことは、こういった地方議会からもっともっと声を出して反対をしていかないと、最終的に普通車と同じような税率状態になると、全部皆さん普通車を買ってしまうような状況。普通車については県の税金、地方公共団体には入ってこない。最悪の場合は、地方公共団体に入る軽自動車税というのが減少して歳入が減少していく可能性がある。

だから、右向け右で増税はしゃあないなというんじゃないしに、最終的には町の歳入にかかわってくるという話になりますんで、こういったことには賛成もできかねますので、反対討論といたします。

また、本日も行政報告等があるように思います。先般の報道でも、還付金が80万円ほど残っているというような報道もありました。こういったこと、細心の注意を払って、税のことでもありますんで。重ねて本当に慎重にやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第29号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 請願第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015

年度政府予算に係る意見書採 択の要請について

○議長（橋本恭子） 日程第4、請願第7号
少人数学級の推進などの定数改善と義務教育
費国庫負担制度2分の1復元をはかるため
の、2015年度政府予算に係る意見書採択の要
請についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教
常任委員会に付託して、休会中に御審査いた
だいておりますので、これから上程中の請願
に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、請願審査報告書
を読み上げ、報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下
記のとおり決定したから、会議規則第94条第
1項の規程により報告します。

記。審査した事件。受理番号、請願第7
号。付託年月日、平成26年6月4日。件名、
少人数学級の推進などの定数改善と義務教育
費国庫負担制度2分の1復元をはかるため
の、2015年度政府予算に係る意見書採択の要
請について。審査結果、採択すべきもの。措
置、意見書提出。

2、審査年月日。平成26年6月10日火曜日
午前10時から午後2時44分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。太子町の現状は、平成26年
から小・中学校における注意欠陥や多動性障
害などの児童、生徒及びその学級に対して実
態に応じた指導、支援を行うためのスクール
アシスタントを配置、また小学校1年生を対
象に国語の授業に指導補助員を4小学校に5
名の加配措置もされた。さらに、兵庫県の施
策に基づき、1年生から4年生は35人以下学
級で運営をしているが、5、6年生及び中学
生においては、35人以上学級が多くなって
いるものの、町内26年3月時点での学級内訳
数は、斑鳩小と石海小ではおおむね30人以
下になっている。太田小については、30人
以上学級が多く、龍田小と太田小では児童
数が大き

く異なり、かなりの格差が出てきているこ
とは否めない。

請願意見書にもあるように、少人数学級の
推進は子供の学力面だけではなく、学校運
営、また先生方の負担面からも進めていくこ
とが必要だと考える。また、子供たちがど
こに住んでいても同じような教育が受けられ
るようにすべきである。さらに、義務教育費
の国庫負担についても、誰もが安心して教育
が受けられるようにすべきであるとの意見が
出た。

(2)審査結果は全員賛成で採択すべきもの
と決した。

(3)措置事項として意見書を提出する。

以上、報告させていただきます。よろしく
お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 以上で福祉文教常任委
員会委員長首藤佳隆議員の報告は終わしま
した。

これから委員長報告に対する質疑、討論、
採決を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから請願第7号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択で
す。この請願は委員長の報告のとおり決定
することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したが
って、請願第7号は委員長の報告のとおり採
択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時20分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議
を開きます。

お諮りします。

ただいま少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書の提出について**

**○議長（橋本恭子）** 追加日程1、意見書案第2号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 意見書を読み上げまして趣旨説明とさせていただきます。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書。

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など、生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決に向けて少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われています。このことは自治体の判断として、少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障する必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として26人から30人を上げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えています。子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

こうした観点から、2015年度政府予算編成において、下記事項の実現について取り組まれることを強く要請いたします。

記。1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年6月16日。内閣総理大臣安倍晋三

様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣下村博文様、総務大臣新藤義孝様。兵庫県太子町議会議長橋本恭子。

以上で趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第5 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（橋本恭子） 日程第5、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）を閉会します。

（閉会 午前10時27分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（橋本恭子） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月3日の招集以来、本日までの14日間でしたが、この間議員各位には、予算関係、条例改正等重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意をあらわしますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上、十分に反映されますよう強く望むものであります。

最後に、これから本格的な梅雨を迎え、日増しに暑さが厳しくなっております。議員各位にはこの上とも御自愛をいただきまして、町勢発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（北川嘉明） 平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）を閉会される

に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る6月3日に開会されました今期定例町議会におきまして、条例案件を初めとする重要案件について慎重なる御審議を賜り、適切に御議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいります。

いよいよ暑さもひとしおの毎日を迎えますが、議員各位におかれましては、御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとう

ございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 橋 本 恭 子

署名 議員 井 川 芳 昭

署名 議員 清 原 良 典